

キャンプ・ハンセン周辺における水質汚染に関する意見書

令和2年度、金武町が実施した水道水の地下水源及び河川等の水質検査の結果、複数箇所から有機フッ素化合物が高い濃度で検出された。PFOs等は発がん性などの健康リスクが指摘され、国内では使用や製造が原則禁止されるなど、国際的にもストックホルム条約で規制されている。そのような物質が生活用水の水源から検出され、水道水に混入していたことに対し、町民に不安が広がっている。

有機フッ素化合物が検出された場所はいずれもキャンプ・ハンセン付近であり、汚染水の原因究明の一環として基地内での立ち入り調査が必要である。

また、町民が安心して水道水を利用できるよう地下水の混合を停止し、沖縄県企業局の水のみを供給するためには、新たな水道施設を早急に整備しなければならない。

よって金武町議会は、町民の生命・財産を守り、安心安全な生活環境を確保する立場から、下記事項について強く要請する。

記

- 1 国において原因究明のための調査を実施し、調査結果に基づく適切な対策を行うこと。
- 2 沖縄県による基地内立ち入り調査の実施に協力すること。
- 3 水道水の安定供給に必要な措置を講じること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月9日
沖縄県金武町議会



あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
厚生労働大臣 沖縄防衛局長 外務省沖縄担当大使

可決

令和3年11月9日
金武町議会議長 嘉数義光

